

博物館法検討委員会 中間報告

2000年5月
全国美術館会議

博物館法検討委員会中間報告 美術館基準(案)

全国美術館会議

前 文

全国美術館会議は、日本の美術館組織として、日本国憲法、その他の関係法規、博物館法および国際博物館会議（ＩＣＯＭ）定款の規定とその理念を守り、公衆が享受すべき美術館の存続と向上のために必要と考えられる最小限度の基準をここに定める。

この基準は、日本の美術館についての定義、美術館と美術館職員の倫理規範、美術館活動に関する運営の指針を記し、この基準を、公共的な美術館活動を行う日本の全ての機関に対して、共通して維持すべきものとして示す。

美術館は単なる展示場や美術作品のコレクションの場ではない。この基準は、美術館の概念を明らかにすることによって展示場や私的収集の概念と美術館の相違を明確にし、美術館が、設置主体の違いを越えて公共的な美術館として成立することを要請している。そして、この基準策定によって、美術館像の社会的な共通認識の形成に資し、美術館活動が、調査研究、収集保存、展示、教育普及、公開を中心とした公共サービス、運営管理などの様々な局面で一定の水準を達成し維持し、向上していくことを基準の目的とする。また、この基準は、美術館の存在意義に対する公衆の疑問に答え、社会が共有する文化遺産や文化資源の保管を付託されたものとして、美術館が公衆から信頼されることを目指している。美術館は、公衆からその存在意義を認められることによって、恒久的に存在していくことができるものである。

この基準は、個々の美術館の、自律した設置の目的や方針、自立した運営など、その自由と主体性を脅かすものではない。また、この基準を受入れ遵守する美術館は、その設置主体の最高責任者のみならず、美術館管理運営の責任者、運営方針決定に関与する全ての職員、業務にあたるすべての職員に、この基準の存在と意義について説明し、尊重することを促す義務を持っている。

その名称に、「美術館」「芸術館」「美術博物館」「アートミュージアム」その他の類似する語句が含まれるすべての機関は、設置主体の違い、設置法の違いなどを問わず、これらの名称の一つを付与したと同時に、この基準にある美術館としての公共的理念が生じ倫理的責務を負うものである。

博物館法検討委員会委員

座長	中山 公男	群馬県立近代美術館
	陰里 鉄郎	横浜美術館
	徳川 義宣	徳川美術館
	菅原 壽男	根津美術館
	原 俊夫	原美術館
	渡辺 妙子	佐野美術館
	浅野 徹	愛知県美術館（平成10年6月まで）
	酒井 哲朗	福島県立美術館
	安永 幸一	福岡アジア美術館
	雪山 行二	愛知県美術館
	貝塚 健	ブリヂストン美術館（平成9年6月より）
	清水 敏男	水戸芸術館現代美術（平成9年6月まで）

博物館法検討小委員会委員（平成10年12月より平成11年3月まで）

逢坂恵理子	水戸芸術館現代美術センター
後小路雅弘	福岡市アジア美術館
貝塚 健	ブリヂストン美術館
富迫 美幸	都城市立美術館
名児 耶明	五島美術館
広本 伸幸	川村記念美術館
水谷 長志	東京国立近代美術館
弓場 紀知	出光美術館
大嶋 貴明	宮城県美術館（教育普及WG代表）
田中 千秋	ブリヂストン美術館（保存WG代表）
千田 敬一	篠山美術館（彫刻原型と鑄造の管理に関するWG代表）
平澤 広	萬鉄五郎記念美術館（小規模館WG代表）
吉原美恵子	徳島県立近代美術館（情報処理WG代表）

博物館法検討委員会作業部会

酒井 哲朗	福島県立美術館
雪山 行二	愛知県美術館
名児 耶明	五島美術館学芸課長
広本 伸幸	川村記念美術館学芸課長
大嶋 貴明	宮城県美術館
貝塚 健	ブリヂストン美術館学芸員

（順不同）

目 次

前文

1. 美術館の定義	1	5. 11. 自己評価と外部評価	
1. 1. 美術館		5. 12. 中長期計画と中長期目標	
1. 2. 美術館の役割		5. 13. 安全管理と危機管理計画	
1. 3. 美術館の構成		5. 14. 外部専門家と外部委託	
1. 4. 美術館の構成要件に関する補足		6. 美術館の協力	16
2. 美術館の公共性	3	6. 1. 美術館の協力	
2. 1. 公共財としての美術館		6. 2. 他機関およびその職員との協力	
2. 2. 外部との関係による公共性		6. 3. 美術館の相互協力と連合体の活動	
2. 3. 内在する公共性		6. 4. 全国美術館会議	
2. 4. 公共性の維持要件		7. 美術館の活動業務	18
2. 5. 美術館の責務		7. 1. 理念の構築	
2. 6. 設置主体の責務		7. 2. 調査と研究	
2. 7. 美術館活動の責務		7. 3. 蓄積の形成	
2. 8. 公共の美術館		7. 4. 学芸活動	
3. 美術館の倫理	5	7. 5. 展示とその企画	
3. 1. 倫理性とその構成		7. 6. 公開	
3. 2. 美術館の自律		7. 7. 教育と普及の活動	
3. 3. 美術館の自由		7. 8. サービスなどの運営	
3. 4. 美術館の倫理		7. 9. 友の会などの運営	
3. 5. 維持責任		7. 10. 出版、その他の利用	
4. 運営の理念と意志決定	7	7. 11. 広報活動	
4. 1. 美術館の理念と運営		7. 12. 美術館の運営・管理・維持	
4. 2. 基本方針		8. 美術館職員	24
4. 3. 美術館新設時の計画		8. 1. 美術館と職員	
4. 4. 運営管理の意志決定		8. 2. 専門性	
5. 運営の指針	8	8. 3. 美術館職員の要件	
5. 1. 運営の組織化		8. 4. 美術館職員の倫理	
5. 2. 美術館活動		8. 5. 美術館職員の性格	
5. 3. 美術館の公共的側面		8. 6. 美術館職員の養成	
5. 4. 財務管理と資産管理		8. 7. 職員の名称の明示	
5. 5. 収蔵品		9. 補則	28
5. 6. 法務		9. 1. 国内法規との関連	
5. 7. 人事と労務		9. 2. 国際的基準や制度との関連	
5. 8. 説明責任と報告義務		9. 3. 美術館経営の主体性	
5. 9. 美術館の限界容量の明示		9. 4. 設置主体の遡及的な公開原則	
5. 10. 美術館協議会		9. 5. この基準の承認	
		9. 6. この基準の発効と改定	

1. 美術館の定義

1. 1. 美術館

美術館は、人間の広範な活動としての文化、主に、美術の分野において、作品、物的資料、非物的資料、関連情報を収集、保存し、調査研究し、公衆に展示公開する。このことで、美術館は、公衆個々の生を豊かにし、文化の維持、育成、創造に資する。したがって、その規模、運営方法、専門分野、設置主体の違いを問わず、いかなる美術館も様々な活動を行う公衆に開かれた機関である。

1. 2. 美術館の役割

美術館は、主に以下の4つの役割を持つ機関である。

I. 文化機関としての美術館

美術館は、公開とその他の活動によって、作品、資料、情報と人間との関係、およびその価値を不断に提起し、美術を中心として創造、教養、調査、研究、教育、娯楽、憩いなど公衆の文化活動に資する。

II. 保存機関としての美術館

美術館は、人間の文化活動の結果生まれた、作品、資料、情報の散逸をふせぎ、整理して、公衆への平等な公開に備える。特に、美術館は他の資料や経済的価値に置き換えることのできない作品を保存する。このこと自体が、現に存在する文化の役割の一つであり、適切に保存することで、未来の公衆と文化に対する責務を果たしている。

III. 教育機関としての美術館

公衆は、美術館で様々な作品、資料、情報にふれ、広い意味での自己形成を行う。この時、美術館は公衆の識見と教養、文化活動に影響を与え続ける。したがって、美術館は狭義の教育普及活動の有無に関わらず教育的機能を持つ場である。

IV. 研究機関としての美術館

上記の3つの役割を果たすため、美術館は、美術を中心に広範な文化について、絶えることのない調査と研究活動を行う。この調査研究活動を基盤として様々な活動が行われ、美術館では美術の価値の提起と創造が可能となる。

1. 3. 美術館の構成－理念・蓄積・活動・職員集団・来館者・施設－

美術館は、上記6要件の全てによって持続的に構成される自律した機関である。

すなわち美術館の全ての局面は、美術館の公共的役割と具体的な美術館活動との関係を方向づける「理念」を持って運営される。美術館は、様々な形態の作品、物的資料、非物的資料、関連情報を収集、整理、保存した「蓄積」を持つ。この蓄積の作業や蓄積されたものの活用と美術館全体の運営など「活動」を行う。このため、美術館の諸活動を実施する専門的で様々な分化した職種の「職員集団」を必要とする。活動を享受して様々な体験を持ち、文化活動を行う存在が「来館者」であり、また、上記の諸要件が存在する場である環境や空間の範囲として「施設」がある。

1. 4. 美術館の構成要件に関する補足

I. 理念

理念は、普遍的な美術館の定義と公共的役割、公共性の維持要件、倫理規範と、美術館個々の目的、規模、専門分野と前記規定との関係、基本方針を作りだすための全ての要件に関する言及など、明文化された具体的存在である。理念は、美術館設立に先行して、調査研究され、検討され、決定されていなければならない。しかし、確立された理念は、自動的に維持されるものではなく、それが美術館の活動全てに関与することによって、日々の活動の中で確認され再提起され、再創造されていくことによって維持される。

II. 蓄積

美術館における文化の資源としての蓄積には、主に美術における人間の創作物である作品、物的資料、非物的資料、関連情報、それらの管理記録、活動や運営の記録などによって形成される。また、情報のみが蓄積していく場合もある。蓄積の活動として、調査研究、収集、登録管理、保存がある。

III. 活動

美術館の活動は、調査研究をはじめ、来館者の体験にいたるまで、具体的な働きそのものである。この美術館の活動は公共的役割の達成のためにあり、蓄積（収集、管理、保存）の全作業と、その活用（企画展示、公開、教育普及）、および美術館全体の運営管理、その他の活動がある。活動は、美術館職員によって遂行されるものと、来館者の主体的な体験とがある。

IV. 職員集団

美術館は、その公共的役割の達成と円滑で質の高い活動のため、各活動業務別の専門的な職員集団を必要とする。この基準では、館長をはじめとして、美術館で働く全ての職員を総称して職員集団とする。職員集団は美術館活動と運営の中核として、職業倫理を維持し職務を遂行する。また、職員集団は、公衆に対し活動業務内容を公開し共同して行うこともある。

V. 来館者

美術館は、公衆に開かれ、公共的役割を果たすことによって、はじめて美術館となる。したがって、来館者は、その来館目的、人数、形態に関わりなく美術館にとって必須の構成要件であり、美術館の持つ様々な権限や権利も、全て来館者ひいては公衆に属し、美術館の責務も公衆に対するものである。また、来館者とは、広義には潜在的来館者としての公衆や未来の公衆にまで広がっている。このため、美術館には、公正な蓄積と活動の公開、広報、教育、美術と美術館の普及、情報の開示の必要が生じる。

VI. 施設

美術館はその理念が存在し全ての活動が行われる場として、時間的空間的な広がりが必要とする。それは、施設建築にとどまらず、その敷地、自然や文化的環境、活動の広がり、社会的関係にも依存する場である。そして、その場は文化の創造に関わる建築的空間的な美的質が必要とされる。

美術館建築は、運営に際し、物理的にもその他の面でも、余分な資源を必要とせず、現在の活動の広がりに対応しつつも、将来にわたって活動が十分に可能なものである必要がある。また、様々な来館者の多様な利用形態が考慮され、作品、資料、情報などの文化財の保存に適し、環境負荷の少ないものをめざすことが望ましい。したがって設立計画の段階で、保存の専門家を含め

た美術館専門家の意見を尊重すべきである。

2. 美術館の公共性

2. 1. 公共財としての美術館

人間の諸活動の内、文化、特に芸術や美術は、その様々な表れ方にもかかわらず、万人のものである。いいかえるならば、全ての個人の持つ人間としての生の豊かさへの希求とその実現は普遍的なものであり、美術館の基盤はこの人間の普遍的活動から発生している。このため、美術館は以下の公共的性格を持つ。

I. 展示やその他の公開における、全ての個人への平等な公開

II. かけがえのない作品の保存

III. 文化資源として、制度として、公衆の識見や教養などの形成への影響

以上の性格は、設置主体、規模、専門分野、施設や収蔵品の所有形態などの違いを越えて成立する。美術館活動は、上記の性格から、経済的な評価や淘汰に依存できない。

この時、当該の美術館運営が、次項に示す、非排除性、非競合性（公平性）、非営利性を理念的にも現実的にも満たすならば、その美術館は設置主体の違いに関わらず公共財である。

2. 2. 外部との関係による公共性

美術館は公衆と社会に対して、理念として全ての個人に展示公開する「非排除性」を持ち、また、来館し美術館活動に関係する全ての個人に平等な権利と同質のサービスを提供するという「非競合性（公平性）」、そして、美術館活動によって得られた利潤を出資者に還元せず、活動の安定と新たな活動の創出に充当する「非営利性」に則り運営されることによって、かつ、その運営の理念や方針、活動の詳細について、求められれば誰にでも説明する「説明責任と報告義務」を果たすことによって、その公共的存在が根拠づけられる。

以上の公共性の要件は、市場原理には委ねられない。したがって、公共性を獲得した美術館は、公衆もしくは公衆の行為を代行する行政によって、その運営の基盤となっている、来館者の有無や人数に関係しない（固定的な）経費について支援される権利を持つ。

補足－I. 公共財としての美術館は、税金の投入や寄付に対するものを含め税制優遇の方法が検討されるべきである。

補足－II. 限定された目的や専門性を持つ美術館は、その目的を公衆に明示して、公開に制限をもうけることができる。

2. 3. 内在する公共性

美術館は、その活動の持続的深まりによって、美術館活動と公衆の美術館体験の相互補完的積み重ねがおこり、代替が不可能なかけがえのない機関となる。そのことによって、美術館は公衆の信頼と支持を獲得することができる。以上は、個人の生の意味と豊かさに関わる美術を中心とした文化の働きが、美術館とその活動に内在することを意味し、そのことが美術館の公共性の基盤となっている。

2. 4. 公共性の維持要件

美術館の公共性は、以下の4点によって、維持される。

I. 公開の非排除性と利用者の秘密の保護

II. 公正かつ平等な美術館活動の主体的かつ持続的な実施

III. 非営利性

(入館料など、美術館活動の対価、およびその他の収益事業の結果生ずる利益を出資者に還元せず、人件費を含む活動の維持、および新たな活動に使うこと。)

IV. 説明責任と報告義務を果たしたのちに公衆に与えられる選択肢の豊かさ

2. 5. 美術館の責務

美術館は、その理念、役割に基づいて運営されるならば、持続的に構成され、不断に価値を提起かつ創造する場である。

このため、美術館はその公共性の維持に必要な美術館環境と美術館活動の質を要請され、その活動に倫理的責任を持たなければならない。

2. 6. 設置主体の責務

いかなる美術館設置主体も、定義を満たした美術館活動の持続のため、公衆に対して、美術館の構成要件の全て、理念、蓄積、活動、職員集団、来館者、施設を、恒久的で合理的に維持する責務を持つ。また、維持が困難となった場合、その状況と原因を、社会と公衆に対し明らかにしなければならない。

2. 7. 美術館活動の責務

個々の美術館は、その理念・目的・方針達成のために、美術館活動・組織・運営を維持しなければならない。この時、美術館は、その専門分野や規模、地域性などの違いによらず、専門分野や活動範囲を越えた文化活動の総体や美術の可能性への視点と責任を持つ。美術館活動は美術館そのものだけで完結するものではない。

また、美術館は、その理念・目的・方針達成のため、あるいは美術を中心に文化が本質的に持つ創造性に基づき、必要に応じて美術館活動・組織・運営を改め、新たな活動を始めなければならないことがある。そして、文化の状況変化にともない、その公共的役割から、場合によっては理念・目的・方針を変更しなければならない。特に、文化的な危機もしくは緊急事態においては、既成の運営範囲を越えて、ボランティアな活動を要請される場合もある。

以上の諸点について、美術館は、設置主体の目的や方針、あるいは美術と美術館に対する態度や、恣意的な変更から独立して、その理念・目的・基本方針と具体的諸活動を一致させるよう努めなければならない。

2. 8. 公共の美術館

国、都道府県、市区町村などの行政が設置、もしくは行政が母体となった公共団体によって設置された美術館、地域の文化に貢献する私立美術館などは、規模や地理的広がり的大小にかかわらず、当該地域に住む公衆からの、総合的で質の高い美術館活動への期待に応えるべきである。

すなわち、地域の文化に責務のある美術館は、地域住民に対して質の高い美術館活動を提供する義務がある。また、そのことによって、地域的独自性やその価値の構築と維持に資する。これには、地域住民の美術活動、美術館活動、調査研究のために、機会、施設、設備を提供することを含んでいる。

しかし、地域文化は、地域的独自性や既存の文化だけではなく、文化の生成、維持、育成、創造に関係し影響するより広い文化の総体を含む。したがって、美術館活動は地域性と地域性を越えた包括的世界的広がりやの両面に関わるものであり、地域的な親近感だけではその意味を判断できない。このため、個別の美術館は、活動の主体性が保証されるべきである。

3. 美術館の倫理

3. 1. 倫理とその構成

美術館は、持続的に構成され不断に価値を提起かつ創造する場であり、生成された価値は、究極的には公衆や社会に存する。このため、美術館は、公衆と社会に対する責任として倫理規範を持つ。

倫理規範は、「公衆と社会」、作品を中心とした資料、情報など「文化財」、来館者、美術作家、職員など「個人」の三者に対して生じている。また、倫理規範は持続的で、未来の公衆や社会、および文化に対しても存在する。

3. 2. 美術館の自律

美術館は、公共性を持ち価値生成的で教育的なその在り方から、設置主体や館外のいかなる社会的意志からも独立した機関として、少なくとも、美術館存立の理念、美術館活動の立案と決定、館長（運営の最高責任者）の任用について、主体性を持つ。

3. 3. 美術館の自由

美術館は、自律した公共的機関として、以下の自由を持つ。

I. 理念構築の自由

美術館は、その良心と公共性にのみ制限され、その基本理念を作る。

II. 収集、展示と公開の自由

美術館は、主体的な調査研究に基づいて、作品、資料、情報を収集し、その理念と目的に従い展示と公開を行う。

III. 教育活動の自由

美術館は、主体的な教育活動を行う自由を持つ。教育活動は、公衆の権利としての自己形成的な活動の自由に関わることにより、美術館が持つ公共性の維持要件にのみ制限される。

IV. 介入・干渉の排除、利用者の秘密の保護、および介入・干渉への抵抗権

美術館では、その公共性を主体的に維持するため、以上の自由に対する、館外からのいかなる介入や干渉も受けない。また、来館者の権利に基づく個々の自由と権利も維持されなければならない。そして、これらに対する干渉があった場合、その圧力に抵抗する権利を持つ。

上記の自由は、美術館の主体、つまり、美術館固有の権限と職員の持つ専門的権限に存するだけで

はなく、美術館が公衆と社会から付託された公衆の権利、公衆の持つ「見る自由」の具体的な表れとしてある。この「見る自由」は、「美術館の自由」の具体的維持要件を、美術館の蓄積への公衆の自由なアクセス、および蓄積形成への参画へ帰結させる。

この時、個人が持つ「見る自由」は、全ての個人の「自由の共存」（相容れない自由の対立の中での公共性維持）のため、公共の福祉や個人の諸権利保護、作品・資料・情報など文化財の保存、そして、未来の公衆や文化への責務によって制限される。そして、この「自由の制限」に、美術館の主体性維持の責任や、公共的な立場から判断するための職員の専門性、およびそれらが発揮される美術館固有の権限の根拠がある。

3. 4. 美術館の倫理

美術館は、保持しなければならない以下の倫理規範を持つ。

I. 公衆と社会に対する倫理

美術館は、その運営において理念を持ち、理念に合致した活動を行わなければならない。そして、合理的で公正かつ法にかなった運営をおこない、環境負荷への配慮が必要である。

美術館は不当で不法な行為を黙認してはならない。

また美術館は、作品、資料、情報を十分に整理して、公衆の様々な利用に備えておかなければならない。

II. 作品、資料、情報などの文化財に対する倫理

美術館は、人類共有の財産である文化資源としての蓄積(作品、資料、情報)、特に他の資料や経済的価値には代替できない作品について、合理的でかつ可能な限り完全な保存を行わなければならない。

美術館における保存は、保存担当者のみならず、全ての美術館職員が日常においてこれを行う。

III. 来館者、美術作家、職員など個人に対する倫理

美術館は、個人に対し安全で快適な環境を提供し、美術館の公共性維持の範囲で美術館利用の公正と平等を確保しなければならない。また全ての個人の権利を法的にも理念的にも守らなければならない。

IV. 文化と地球環境に対する倫理

文化活動の場としての美術館は、地球環境へのとりかえしのつかない破壊、エネルギー負荷、あるいは環境破壊の原因となる物質の使用などに対して、倫理的責任を持たねなければならない。

V. 美術館活動における倫理

上記の、社会と公衆、文化財、個人、環境への倫理の根底に、調査研究、収集保存、企画展示、教育普及などの活動全てに公正さがなければならない。この公正さは、各活動にあたる職員の良心と、様々な表れの違いを越えた文化や美術の普遍性に基づくものである。また、美術館の持つ各種の役割の間で、あるいは美術館と個人との間や美術館と環境との間で、解決できない対立が生ずる場合、美術館はその良心と公共性に基づいた判断を行わなければならない。

3. 5. 維持責任

「美術館の自律」「美術館の自由」「美術館の倫理」は、館長以下全職員によって維持される。そして、この維持の主体は、美術館連合組織、なにかんずく全国美術館会議によって支援される。

4. 運営の理念と意志決定

4. 1. 美術館の理念と運営

美術館においては、全ての個人の持つ人間としての豊かな生への希求とその実現、およびその活動の維持、つまり公共の福祉と文化、主に美術の分野における維持・育成・創造、美術館理念と目的の具現のために、美術館を継続する意志を持ち、合理的かつ維持的運営が行われなければならない。また、その運営水準は、公共的責務を果たすことに対し適切でなければならない。

このため、個々の美術館は、理念と運営の基本方針を持たなければならない。

4. 2. 基本方針

基本方針には、以下の要件が含まれている。

- 理念
- 目的
- 設置規約
- 館長（運営管理責任者または最高意志決定機関）の役割
- 設置主体との関係
- 運営計画（財務関係を含む）
- 組織計画
- 収集方針と計画
- 収蔵品管理・保存計画
- 企画方針
- 教育方針と計画
- 公共サービス計画
- 評価計画
- 中長期計画
- 他の美術館、機関との関係

また、基本方針は、法規や条例などにに基づき、適切に明文化され、広く公開されなければならない。

4. 3. 美術館新設時の計画

美術館を新設する場合は、設立趣意書と、少なくとも数年以内に達成する主要目標、および、中長期計画を持たなければならない。

4. 4. 運営管理の意志決定

I. 最高意志決定機関

美術館は、館長が代表する最高意志決定機関を持つ。この最高意志決定機関と設置主体の意志決定組織が違う場合、その両者の関係の概要を明示し、そこには、理念や方針の決定、財務、人事の要件を含むべきである。また、館長と運営管理責任者を異なって任用する場合、両者の権限

の違いについて明示しなければならない。

II. 館長

美術館は、館長（運営管理責任者）を持つ。

館長は、美術館の正常な運営、維持、発展、および美術館の理念と公共性の維持に倫理的責任を負う。また、館長は、基本方針、人事、財務などに決定権を持ち、必要に応じ、諮問すべき委員会をつくることができる。

上記、館長の職務には適格者をあて、常時責任がとれる体制が望ましい。その任用は、美術館の主体性が維持できることを要件として、上位の最高意志決定機関が責任を持たなければならない。また、その決定の過程と根拠は公開可能でなければならない。

III. 運営機関の性格

美術館は、館長もしくは最高意志決定機関の下に、美術館の各構成要件、活動業務、運営上の組織を代表する構成メンバーによる運営機関を持つ。美術館が美術館活動の専門家（美術館運営、学芸、保存、美術館教育など）を雇用している場合、方針決定と運営管理についてのその人物の意見が直接的に反映されるよう、運営機関の構成に配慮しなければならない。

運営機関は、館長の任免について、最高意志決定機関に進言することができる。

IV. 運営の委託

美術館に美術館活動の専門家の雇用がない場合、また、美術館に主体的な意志決定機関がない、もしくはあいまいな場合、美術館運営や美術館の専門的活動を業務委託することができる。このような美術館運営の根幹を委託した場合、この委託の適切性について、専門的判断が可能な外部の第三者機関の判断が必要となる。

5. 運営の指針

5. 1. 運営の組織化

美術館は、その構成要件、すなわち理念・蓄積・活動・職員集団・来館者・施設を関連付け、組織的運営を行う。この組織的運営には、公共性や倫理的責務、文化、主に美術の在り方、美術館の資産の状態、財務、活動、職員、他機関との関係が結びついて、運営組織、職員組織、作品・資料・情報の流れ、活動の空間的・時間的配置を形作る。

美術館の運営組織は、各活動の専門性や役割の違いから、活動業務別に分けるべきである。この時、各活動業務と対応する、個別の職掌を持つ専門職員が存在しなければならない。しかし、美術館の目的や規模によっては、職掌を兼務した職員によって活動業務を行わなければならない。その場合、各活動業務の質の違いに留意すべきである。

各活動業務は、上下関係ではなく、多様な専門家集団として組織される。

5. 2. 美術館活動

美術館は、構成要件、理念と目的、外部の要件から、以下の活動業務を持つ。

- 美術と美術館の理念形成

- 調査と研究
- 蓄積の形成－収集、登録管理、保存、修復
- 学芸－調査研究・企画・展示
- 公開
- 教育と普及、
- 出版、その他の情報媒体の利用
- 公共サービス、受け付けなど接客
- 広報、パブリック・リレーションズ、マーケティング・リサーチ
- 警備
- 施設、環境、設備などの維持、管理
- 調整と方針決定
- 財務、人事管理、経理、庶務
- その他の活動（計画、評価、情報開示、美術館協力など）

5. 3. 美術館の公共的側面

I. 公共的側面

美術館は、規模、方針、目的、環境に即した公開のシステムとアクセス方法が整備されなければならない。また、美術館の規模、方針、目的、環境に即した公共サービスを行わなければならない。

アクセスポイントでは、美術館の目的や専門分野について、公衆に対し簡潔に表示しなければならない。

II. 公開の方法

美術館の公開には、原則として障壁はなく、美術館は、様々な人々の利用を促す責務を持つ。

美術館は、開館時間と時期、アクセス、サービス、インフォメーションなど、美術と美術館を必要とするあらゆる人々の利用とアクセスを可能にしなければならない。

美術館は、開館時間などを含む、公衆の美術館へのアクセスや情報の提供に関する方針とマニュアルを持ち、そのマニュアルを公開しなければならない。

美術館は、アクセスの物理的制約、来館者の年齢、経験、障害にともなう制約を調査し、軽減方法について計画すべきである。

III. 来館者用施設・設備

美術館は、適切な来館者用設備を提供しなければならない。また、これらの施設・設備は、人間による対応や態度を含め、清潔さ、維持管理において公衆が必要とする一定の水準を保つ必要がある。

来館者用の施設・設備は、来館の目的、性格、規模、滞在時間などが多様であることを考慮して、計画されなければならない。

IV. 公共サービス

美術館は、その規模や方針、目的に見合った公共サービスを行う。また、将来の公共サービス計画を公開することが望ましい。

美術館は、来館者に対して、展示を始めとして、作品、資料、情報の公開と関連する知識、情

報を提供しなければならない。このため、様々なコミュニケーション手段（解説、出版、デジタルメディアの利用、実演、案内など）がとられる。また、美術館は展示と公開以外の、様々な付属施設や催しが提供可能である。

V. 来館者の美術の活動（鑑賞、創作、調査、研究、その他）

来館者は、美術館の公共性を維持できる範囲で、館内での様々な活動や制作活動を行うことができる。美術館は、公衆の調査研究の場の提供も可能である。

補足一 美術館は、鑑賞だけではなく公衆の美術に関する活動の全過程（発想、練習、習得、制作、実行、評価、発表、収集、調査研究、批評、など）に関わる場合があり、美術を扱う公衆に開かれた専門機関として公衆の活動を支援しなければならない。

VI. 教育

美術館は、公共に開かれ、あるゆる年齢層や経験、欲求、障害に配慮した、学習支援や講義、その他の教育的活動を準備する。

VII. 環境負荷の軽減

美術館は、文化に関わる場として、景観や環境への配慮が必要であり、環境に対する負荷を減らす努力をしなければならない。特に、不可逆的破壊、資源・エネルギーの消費に留意し、また、施設建築の建設・使用・解体廃棄の全過程にわたるライフサイクル・マネジメントに配慮する必要がある。

5. 4. 財務管理と資産管理

美術館には、財務能力が必要である。財務は、他の法務や総務活動などとともに、美術館の根幹的活動を維持し、非営利的な美術館活動を展開させるためにある。

I. 健全性

美術館の財政基盤は健全である必要がある。美術館は、公衆や社会、なかんずく設置者から十分な支援をうけて、個々の収蔵品の評価額とは無関係に財政的生存能力を必要とする。このため以下の要件が必要である。

- a. 過去にさかのぼり、適切な年限分の監査された会計報告を、必要に応じて随時公開できなければならない。
- b. 美術館は、財政的基盤（土地、建物に関する取決め、設置者との予算に関する取決めなど）に関する情報を必要に応じて随時公開できなければならない。
- c. 美術館は次年度の予算だけではなく、中期および長期的な方針や目標に連結して、財政的な計画を持たなければならない。これには、美術館が実施を希望する事業、活動と収集についての支出の積算も含む。
- d. 美術館が他の目的を持った機関や法人に付属している場合、資産や財務関係について、明確に分離できていなければならない。
- e. 美術館において、根幹的な美術館活動にともなう収支と、その他の収益事業にともなう収支について、明確に分離していなければならない。また、美術館はその資産の所有について、その所在を明らかにし、所有の変更が生じる場合についての、取決めを持つ必要がある。

II. 資金調達

美術館は、利潤を出資者に還元しない収益事業の利益や、各種の助成金や補助金、寄附金によっ

て、美術館活動を展開してよい。

美術館によっては、美術館の目的や設置方法に合わせ、積極的に収益事業を行い、よって、非収益部門の活動を充実させるべきである。

また、特定目的の助成金や資金について、その用途（研究、出版、収集、展示など）に合わせて、取扱いを取り決めてよい。

5. 5. 収蔵品

I. 収蔵品の運営上の位置づけ

美術館は、その美術館を構成する主要な要件を長期にわたって維持する意志がなければならない。特に収蔵品をはじめとして美術作品について、所有形態のいかんにかかわらず、その運用にあたって、美術館は最大限の尊重を払わなければならない。

いいかえれば、作品など収蔵品は公共財である。したがって、収蔵される作品に対し、美術館が明確な管理責任を持っている。

II. 収蔵の証拠

美術館は、収蔵品が公共の利益のため、できる限り長期に渡って保管される保証を提示できなければならない。

このため以下の要件が必要である。

- a. 収蔵品の管理計画と、記録システム
- b. 収蔵品および展示品に対して、可能なあらゆる保存の手立て
- c. 収蔵品所有についての明示

III. 収蔵の取決め

美術館は、作品・資料・情報について、様々な方法で収集・取得をはかる。その方法についての、正式な取決めを持つ必要がある。収集について、寄託や寄贈など、特別の取決めが必要になる場合がある。

IV. 収蔵品の流動

美術館活動の進展にともなう専門的な判断によつての処分、あるいは他の美術館との交換によつて、両者の蓄積がより充実する場合は、これを積極的に行うべきである。

一方、収蔵品を可処分資産として、投機的目的に使用したり、あるいは美術館とは無関係の目的で収入を得る手段としたり、資金借入の担保としてはならない。収蔵品を所有する組織が消滅した場合、その所蔵品をいかに処分、もしくは寄贈するか明確でなければならない。

5. 6. 法務

美術館は、その活動が、国内法や国際条約などの諸法規を遵守し、活動の公正さと公衆の持つ権利を維持できるよう配慮しなければならない。

5. 7. 人事と労務

美術館は、その活動と責務を果たすために、十分な職員を持つ必要がある。これは、事業や活動、収蔵品の管理、公共サービス、安全確保など、適切に運営していくために必要な人数と種類の職員が、有給、無給、あるいは常勤、非常勤、契約などによって確保されることである。

職員の人数、種類は美術館の規模、分野、方針などによって異なる。

また、運営管理者や各活動業務や部門を管理統括する職員には、美術館専門職員（美術館運営、学芸、保存、美術館教育など）をあて、運営方針決定に参画させなければならない。

I. 職員構成と人数の決定

美術館の理念、目的、方針を優先する要件として、職員の構成や人数について検討しなければならない。また、判断の根拠が公開されることが必要である。美術館は新しい事業を計画する場合、職員構成を再検討しなければならない。

II. 労働条件と労働環境

美術館は、全職員の労働条件、労働環境、に配慮し、性差の平等や職員の福祉を実現しなければならない。また、美術館は、労働条件や労働環境について、有給、無給を問わず、全職員の要望を把握し、常に改善に向けて検討することが望ましい。職員の健全な労働環境の維持は、美術館の活動、なにかんずく公共サービスの質の向上につながる。

III. 労働管理の責務

美術館は、専門職員に特有の質と創造性を持った労働形態を尊重しなければならない。特に、裁量労働性や実績主義的能力評価を導入した場合、労働実態を把握し、安定をはからなければならない。

美術館は、全職員に対して、美術館の理念、目的、方針、基準、関連法規、I COM定款、文化、主に美術の性格や原理と政策、来館者の活動やその性格、各種マニュアルなどを学習させる責任を持つ。

美術館は、有給、無給を問わず、全館員の研修に対する要望を把握し、常に検討することが望ましい。また、館員の研修・養成に対する現行および将来の計画を作らなければならない。

IV. 任用

美術館は、その理念・方針・事業構成・職員構成に合わせ、必要な人材を確保する必要がある。この時、美術館は職員の採用について責任を負い、十分な職務遂行能力を持っている個人を採用しなければならない。採用人数は、美術館活動や事業の総量、予算規模、中長期計画、人事計画、美術館の限界容量を考慮し適正かつ十分なものを確保しなければならない。また、任用条件は、美術館界に広く信頼され活用され、かつ国際的にみても妥当性のある要件に依拠しながらも、最終的には美術館が自律的に設定する必要がある。現行の博物館法に規定される学芸員資格にはとらわれない。

補足一 I. 職員の募集は、専門活動分野ごとに行わなければならない。また、専門性のレベルについては、その美術館が責任をもって公開しなければならない。

補足一 II. 博物館学芸員資格に代わる美術館員資格の認定と資格要件の決定は今後、全国美術館会議によって自律したものが定められることが望ましい。

補足一 III. 現行制度もしくは今後の資格制度上の無資格者の任用については、美術館にすでに雇用されている複数の美術館専門職員による審査が必要である。

補足一 IV. 美術館は、全職員の任用について主体的であるべきである。今後、この点についての具体的制度化が考慮される必要がある。

V. 職員の処遇、評価と昇任昇格

美術館専門職員と、設置主体の職員とで、待遇や処遇に差をつけてはならない。

補足一 専門的な職務の性格から、その評価、昇任昇格などに、一般的な異動の効果や年功序列による評価が働きにくい。そのため、評価に関しては、結果主義、成果主義的な観点だけではなく、潜在的な能力を含んだ創造性の評価を考慮すべきである。また、評価の方法も、自己評価、上位からの評価、下位からの評価を組み合わせ、現場優先のものとすべきである。これらは、美術館の人事システムを自己責任や高い倫理性に基づいた、個人を単位とするものにする。しかし、このシステムが機能するためには、美術館の目的や方針の十分な情報提供、および、職務に要求する専門性のレベルの提示、美術館間の専門職員の移動の活性化が条件となる。

VI. 評価の指針

評価は、見識、経験、能力、実績を総合的に判断する。

補足一 評価の要件は以下のものである。

能力性：研究、制作、批評、美術史、芸術学などの知識や経験、およびその総合性

実績性：活動業務の経験、遂行、実績

信頼性：活動業務間調整、活動業務の統合性など

創造性：アイディアとカウンターアイディア

職員の異動や昇任による評価要件の組み合わせの変化

美術館や地域、公衆、文化の必要性

5. 8. 説明責任と報告義務（アカウンタビリティ）

I. 説明責任と報告義務の発生

美術館は、美術館が公共性を持つ機関であり、かつその維持運営の基盤が、公衆からの信頼感であることに基づいて、美術館の運営について公衆に説明する責任がある。

説明責任と報告義務は、特定の個人や団体の要求で生ずるものではなく、文化的公共財に対する資源配分の選択に関わる理念的な役割として生じている。説明責任と報告義務は、美術館に対する様々な要求や対立の調整や決定について公正な判断を行うための公衆と美術館の情報の共有をもたらしている。

美術館は、求められれば常に外部にその運営について説明できなければならない。そのため、説明責任と報告義務を果たす具体的方法を美術館内に持たなければならない。

II. 説明と報告の内容

美術館の説明と報告には以下の内容が含まれる。

- a. 運営の法的根拠、財政の状態、作品取得などの活動プロセス
- b. 理念、方針、目的、専門分野、資産、
- c. 理念、方針、目的と具体的事業活動の関係
- d. 将来計画などの諸計画や現行の各種マニュアル、評価レポートなど
- e. 美術館の限界容量とコストの関係の情報
- f. 各種情報についてのアクセス方法

III. 説明と報告の方法

説明と報告には様々な方法がとられる。この方法のうち、必要最小限のものとして、要覧や年報の発行、協議会もしくは理事会などの開催がある。説明の方法は、美術館が設定したものだけ

ではなく、公衆の要求によってつくられる場合もある。また、美術館は説明責任と報告義務の維持にかかるコストについて公表しなければならない。

5. 9. 美術館の限界容量（キャパシティ）の明示

美術館は、運営上の様々な限界について、設置者と公衆に提示しなければならない。

その内容については、以下の要件を含む。

- 開館可能日数
- 開館可能時間
- 収蔵数量の限界
- 快適で正常な美術館体験が可能な来館者数
 - ピーク時の最大来館者数
 - 1日あたりの最大来館者数
- 職員数および構成からみた活動量や活動の広がり
- 地域の潜在的来館者数

5. 10. 美術館協議会

美術館は、もっとも公式の説明と報告の場として、公開された美術館協議会を開くことができる。また、美術館協議会は、館長あるいは最高意志決定機関の諮問に基づき、意見をまとめ美術館に提示することができる。

公立美術館は、美術館協議会を開催しなければならない。

協議会には、外部の美術館活動の専門家と公衆の代表を含む必要がある。美術館協議会は、十分な質的情報の開示と、委員の美術館体験ののちに成立する。美術館体験の不能な委員は罷免されることがある。

美術館協議会は、以下のメンバーによって構成されることが望ましい。

- 設置者の代表
- 複数の公衆の代表
- 美術館の利用者の代表
- 美術専門家（美術作家、美術研究者、美術批評家）
- 美術館活動の専門家（理論および実践）
- 文化政策専門家（理論および実践）
- 教育行政専門家（理論および実践）

補足一 美術館協議会委員の構成は、立場を代表するだけでなく、任期が異なる、終身（委員自らがその任期と役割について自己判断する）委員、任期制委員、特定の課題を解決する期間のみの委員の三者で構成される。

5. 11. 自己評価と外部評価

I. 自己評価

美術館は、自己評価と診断を定期的に、もしくは、必要に応じ行う。また、評価は、美術館の維持・発展・改装などの計画の要件となり、改善計画や将来計画に反映されるものがある。

II. 外部評価

美術館および職員は、美術館が公共的性格を持つことから、定期的もしくは必要に応じその活動状況を外部の第三者機関によって評価されなければならない。

III. 評価の指針

評価は、美術館の理念、方針、目的に則した質的評価を中心とする。美術館の評価は、経済的指標によるものだけでは不十分である。

評価は美術館を包括的に扱うものだけではなく、各活動業務の性質に配慮して公正に行うものとする。

美術館は評価にかかるコストについて公開しなければならない。

IV. 評価方法の研究

適切な評価方法については、美術館は常に研究し公開しなければならない。また、評価の時間的な制約、費用対効果の限界、美術館の展示実績と公衆の評価とのずれなどについて、美術館はその意味を公表しなければならない。

5. 12. 中長期計画と中長期目標

I. 中長期計画

美術館は、正常に維持運営されるならば、それだけで成長拡大し、その活動も、また公衆との関係もより高度化する機関である。したがって、以下の点について中長期の計画をつくらなければならない。

- 実施を希望する事業・活動
- 正常な維持運営を阻害する要因の分析と改善計画
- 維持管理にともなう施設、設備の更新
- 限界容量（収蔵庫などを含む）の経年的拡張
- 人事計画
- 財務計画

中長期計画は、職員の調査研究および活動業務の自己分析に基づき、また、各種の評価レポートを参考にしなければならない。

II. 中長期目標

美術館は、社会情勢と資源配分、文化の変化などによって生じる美術館の役割の変化、美術館活動の展開を定期的に点検し、美術館活動によって達成される具体的目標をつくる必要がある。

III. 計画と目標の見直し

美術館は、計画と目標を適宜に見直さなければならない。

5. 13. 安全管理と危機管理計画

美術館は、来館者、美術館職員、収蔵品およびその他の作品、資料、情報、場合によっては館外の文化と文化財、の安全と維持保存に責任を持つ。したがって美術館は、安全で快適な環境を構築し維持しなければならない。作品、資料、情報の保存のための適切な措置をとらなければならない。また、これらの措置について証拠を示せなければならない。

火災、水害、地震、大気汚染、虫害、盗難、文化破壊行為などについて、危険度の査定が行われ、

対処の方法が計画されていなければならない。必要があれば方法は適切に変更もしくは追加され、また館外の専門家の援助を受けなければならない。そして必要に応じ報告が提出可能でなければならない。

美術館は、危機管理のための計画を持たなければならない。計画には、マニュアルの作成と職員や関係者への周知、資材の蓄積、チェックリスト作成などが含まれる。

5. 14. 外部専門家と外部委託

I. 外部専門家の助言

美術館は、専門家の雇用の有無に関わらず、外部の専門的機関の支援と協力を受けることができる。また、専門家の雇用がない場合、美術館活動の専門家の無償、もしくは委託による助言を定期的に受けることが必要であり、この助言する専門家の選択は、第三者機関の支援を受けながら、最高意志決定機関もしくは設置主体が持たなくてはならない。

II. 外部委託

美術館は専門家の雇用がない場合、もしくは、その活動の規模や、活動内容が、外部の専門家の協力を必要とする場合、美術館活動の一部を外部委託することができる。また、その契約について、第三者機関の支援を受けることができる。

美術館運営にともなって、その運営業務の一部を外部の専門的な業者に委託する場合、その経済性（経費節減効果）だけではなく、美術館の公共的役割、倫理、活動の質の水準維持の観点からも、その業者の能力や専門性のレベルを評価したのち選択しなければならない。また、委託した場合、委託相手に当該の美術館の理念、目的、倫理について周知させなければならない。

6. 美術館の協力

6. 1. 美術館の協力

美術館は、その公共的役割から、常に、他の美術館、機関、組織、公衆の美術や芸術文化の維持・育成・創造のための活動に配慮し、様々な活動協力について応分の体制を準備し、特に、理念と目的が類似する他機関（大学など教育機関、図書館・公民館など、博物館や他の美術館）と、知識や理念を共有し、活動の協力が可能な運営が行われなければならない。また、協力のための費用が経常的に確保されていることが必要である。この協力の範囲は、国内および国外におよぶ。

6. 2. 他機関およびその職員との協力

美術館は、他の様々な教育機関や図書館、公民館、博物館、文化活動を行うNPO、福祉団体などと協力し、美術館活動の充実と質の向上を図り、また、美術館活動の享受を希望する公衆に常に開かれていくべきである。

協力および活動の内容は以下のものである。

- 調査研究の協力
- 企画の協力、共同主催や共同実施

- 情報の交換や技術、施設、設備、備品の共有
- 専門家の養成についての協力
- 職員研修の協力
- 相互評価と理念や方針の相互点検

6. 3. 美術館の相互協力と連合体の活動

各美術館は、より質の高い美術館活動のために、必要に応じて、美術館間、もしくは美術館界での組織的協力活動を行う。この活動には、美術館の規模や目的に応じて、応分の責任とすべきものがある。また、協力や美術館の連合には、専門分野、同規模、地域的な連合など、様々な形態がある。

また、国外の美術館や国際機関との連携協力も、必要に応じて行う。

連携協力および活動の内容は以下のものである。

- 調査研究の協力
- 企画の協力
- 情報の交換や技術、施設、設備、備品の共有
- 相互支援、危機対策
- 職員研修の協力
- 相互評価と理念や方針の相互点検
- 収蔵品、資料の交流
- 人事の交流
- 美術館情報、人材、研究・教育、修復保存、などのセンター、インターセクション構築
- 自律的な運営基準や倫理基準の検討と策定、資格審査、登録

この協力と諸活動は館活動として規定されたものと規定されないものがあり、そして、協力と諸活動は、館単位のもの、各活動業務の専門職員間で行われるものがある。美術館は、専門家間での協力や活動を尊重しなければならない。

補足一 作品の貸借や所蔵の変更、あるいは職員の異動が、関係する両美術館にとって、美術館活動の質の向上に大きな意義を持つ場合がある。このため、今後は収蔵品や専門職員についての交流と流動性については積極的に検討し、実施すべきである。

6. 4. 全国美術館会議

日本の美術館の相互協力組織、唯一の連合組織として全国美術館会議がある。

全国美術館会議は以下の機能を持つ。

- 美術館間の交流
- 美術館基準の策定と維持
- 美術館および美術館員の倫理基準の策定と維持
- 美術館を支援する専門的第三者機関の設置母体
- 美術館の情報センターの構築
- 評価、人事交流、専門性の認定
- 美術館の各種専門的活動の研究と研修
- その他

7. 美術館の活動業務

7. 1. 理念の構築

美術館は、その全ての業務を統御し、方針や目的の達成のために、不断に理念を構築し、維持、発展させることを、美術館活動として行なわなければならない。したがって、理念の調査・研究・評価・検討・決定のプロセスを持つ。また、この理念の構築は、主体的かつ内発的になされる。

7. 2. 調査と研究

調査、研究とは、知（情報、知識、価値、判断）の蓄積をつくるために、世界を様々に探査し、漸進的な分析と評価、もしくは根源的な分析と創造を行うものである。調査、研究は美術館の創造的で合理的な運営の基礎である。つまり、作品、知、公衆の三者の有効で合理的な出会いと価値の創造は、質の高い調査、研究が基盤となって生じる。

調査、研究は、美術館職員によって行われる。それは、職員個人に発意され、館業務の形態をとる個人もしくは、グループの行為であり、外部に開かれる場合もある。

美術館はその運営資金の一定の割合を、調査研究費にあてなければならない。また、外部からの調査研究費について、取扱いが規定されていなければならない。

調査、研究の結果は、公開されなければならない。公開の方法は多様である。

調査、研究の内容は以下のようなものである。

- 作品・資料・情報に関わる調査研究
- 運営管理、展示、美術館教育、情報、保存など活動業務に関する調査研究
- 美術館学のような美術館総体についての調査研究
- 来館者調査、社会（非来館者）調査研究
- 美術館の評価に関する調査研究
- 芸術学、美術史学、作品制作、技法材料などの調査研究
- 美術や文化総体に対する調査研究
- その他

7. 3. 蓄積の形成

I. 収集

収集とは、理念、目的、基本方針にしたがって、調査研究に基づき、様々な方法によって、作品・物的資料・非物的資料・関連情報を美術館が取得することである。美術館活動の基盤の一つが、作品、資料、情報の蓄積であり、収集は、蓄積をつくる美術館の基本的活動である。収集の方法には購入、寄贈、寄託、その他がある。

美術館は、以下の内容を持つ、明文化された収集方針を持ち、それを公開しなければならない。また、その収集方針は定期的もしくは必要に応じて見直されなければならない。

- a. 既収蔵品についての記述
- b. 収集の対象となる分野や主題、時代、地域など方針決定の基準
- c. 人員、収蔵環境、保存修復資金の限界などによる制約

- d. 収集方針が重なる、もしくは関連する他の美術館、あるいは、地域的に重なる他の美術館の取得方針や状況への言及
- e. 見直しの時期

収集に際しては、以下の記録が残され、必要に応じ公開されなければならない。

- a. 対象についての調査結果と状態の記述
- b. 対象と方針の関係
- c. 選択範囲
- d. 判断の根拠、また収集にいたらなかった場合は、その理由
- e. 判断の記録と収集決定についての議事録、その他美術館は収集費を持たなければならない。

特定の収集品および収集費についての規定が必要となることがある。

- a. 寄託作品、寄託資料に関するもの
- b. 特定目的の予算または、寄託者や寄贈の条件
- c. 作品購入および資料購入に対して助成を行なっている機関が課す条件

また、収集に関わる手続きは、国内法、国際法、および社会的慣習や倫理に反してはならない。

いかなる場合も、収集の正当性を証明できなければならない。

現存美術作家あるいは著作権者から作品を取得する場合、美術館の持つ、公開や展示の方法、複製物作成やその他の利用、あるいは再制作や修復に関する諸条件について、明文化された取決めを、作家もしくは著作権者と取り交わすことが望ましい。

II. 収蔵品（美術作品、資料、情報）管理、登録

美術館が収集し、または美術館内に一時的に保管される、各種の作品、資料、情報の保管状態、アクセスの方法を常に把握し、公開できるように、適切な方法を用いて恒久的に整理し保管管理することである。

収蔵品管理は、美術館所有の収蔵作品だけではなく、美術館の領域内の、全ての作品、資料、情報に適用する。

このため美術館は、管理方針を決定し、この方針に則した管理マニュアルを全職員に配り周知させ、また、実際の管理にあたる収蔵品管理者（レジストラー、作品登録管理者、情報管理者）、および、作品や作家の関連資料や情報の整理にあたる文書記録管理者（アート・ドキュメンタリト）や美術館司書（ライブラリアン）などを決めなければならない。

基本的な管理記録は以下の内容を含まなければならない。

- a. 対象についての記述（作品データ、所有形態）
- b. 取得の記録（受入れ年月日、取得の相手と経緯）
- c. 所在と移動の記録（貸出し、返却など）
- d. 識別方法やシステム（管理番号およびラベリング、目録）
- e. 資料の複製の状況と複製の許諾

作品、資料、情報などの記録（ドキュメンテーション）は、少なくとも1つ以上の手段で、公衆からも検索可能でなければならない。

以上の管理と記録システムが適切に行われていない場合、美術館は所定の期間で改善するための計画と、予算や人員配置の予測をださなければならない。

III. 収蔵と保存、修復

美術館は、美術館に付託された作品、資料、情報を、適切な方法を用いて劣化や損傷、亡失から可能な限り守り、恒久的に（できるだけ長い期間）保持し、取扱い、保存して、現在および未来の公衆の利用に備えなければならない。

このため美術館は、作品などの取扱いマニュアルをつくり、全職員に周知させておかねばならず、取扱い者の制限を明確にすべきである。また、安全管理および警備システムのファシリティレポートを作成しなければならない。必要があれば、改善計画をつくらなければならない。

緊急事態での収蔵品の保護と救出のための計画を持つ必要があり、そのための資材を蓄積しておかなければならない。この計画は、訓練が必要である。

美術館は、保管、収蔵、保存、修復の明文化された方針と計画を持ち、保存管理担当者（保存科学研究者、修復家など）を雇用しなければならない。保存管理担当者は、他の美術館専門職とは兼務しないことが望ましい。また、保存管理担当者の雇用が無い場合は、外部の専門家の助言を受けることができる。

保存管理担当者は、他の職員と協力し、人類の文化遺産を継承し伝達するという義務を果たさなければならない。この時、保存管理担当者は保存活動の中心に立ち、他の職員に対し、保存の理念や技術についての指導も行うことが望まれる。

美術館は予防的保存の充実と、美術館における保存の研究、また、収蔵品および他の全ての（文化財保護法の指定文化財か否かに関わらず）文化財の保存と、その理念の社会的な形成に努めなければならない。

保管と収蔵、保存には、その作品や資料、情報の形態、材質上の相違によって適切な方法がとられなければならない。そのため、美術館は、収蔵庫、一時保管庫、荷解き室、倉庫、修復室、書庫、図書室、資料庫、情報アーカイヴ、その他の施設と機材を持たなければならない。保存環境は、資源・エネルギーの消費を考慮しつつ、必要な条件が永続的に満たされるよう配慮すべきである。

修復処置は、個々の作品、資料の劣化を観察しつつ、美術館の保存方針に基づいて、計画的に行い、また、全ての処置について以下の内容の記録を残さなければならない。

- a. 処置前の作品、資料の状態、および、修復実施の理由
- b. 修復者の氏名や実施期間の記録
- c. 処置の具体的方法、材料
- d. 処置方法選択の理由
- e. その他

美術館は、適切な保管、収蔵、保存、修復が行われていない場合、その改善計画をつくらなければならない。また、その場合館外の専門家の助言を受けるべきである。

美術館の所蔵品だけではなく、一時的展示や公衆の活動にともなう作品などが美術館内にある場合や、緊急事態による避難措置など、一時的に美術館の領域を使うものについての方針を定めておくべきである。

美術館を新築もしくは改築する場合、保存の専門家の助言を受ける。

7. 4. 学芸活動

美術館の学芸活動は、調査に基づいて収集を行い、収集品を調査研究して、感性的な面からも、知的な面からも作品と情報や知識の構成体をつくりだし、公開への企画を組み立てる。美術館学芸職員は、この一貫した根幹的活動の主体であり、単なる研究者や展覧会企画者ではない。そもそも学芸は広義にとらえるなら、学問と芸術の総合的な可能性としてのリベラル・アーツの伝統をも意識しながら、作品、資料、情報と人間やその文化について広く調査研究することにある。したがって、美術館の蓄積を中心に、調査研究、企画、展示することが基本的活動であるが、その実践は美術館内で完結するものではなく、文化遺産の継承や保存、教育などにも関係し、美術館を含む文化の公共性に関わっている創造的活動である。

7. 5. 展示とその企画

美術館での蓄積の利用とは、複数の作品、資料、情報を時間的にも空間的にも配列し、単数では明らかではない何らかの秩序情報を明らかにすることである。この秩序だてられた構成体と公衆が対面し鑑賞など利用することに、美術館の基本的な役割がある。この構成体提示のもっとも重要なものが展示である。常設展示、企画展示（展覧会、特別展）、その他の展示は、作品、資料、情報を配列し、公衆が全体の意図を了解し、来館者と作品の両者にとって安全かつ十分に快適な環境で作品を見ることを可能にする。

美術館は、展示の企画について、その方針と計画を明文化して定め、公開できなければならない。また、その方針には、常設展示と企画展示についての位置づけや美術館の財源や人的資源の投入バランスについて定めておかなければならない。

展示の企画は、美術館の主体性に基づき、美術館職員によってつくられる。また、場合によっては外部の専門家や公衆に開かれることもある。この時、美術館は、企画を作る場の維持と、来館者や作品の安全と快適な環境の確保について公共的な責務を負う。

展示は、学芸、保存、教育、展示デザイン、展示作業、広報、その他に関わる総合的で専門的な活動である。そして、展示自体に、様々な活動や教育的手段が発生する場合がある。また、美術史、美学、芸術学的な観点からだけでなく、美的な視点、教育的視点、中立な展示など、学芸以外の専門領域が主体となる展示の企画もありえる。そして、全ての展示活動において、展示そのものが、価値判断や社会的な評価につながることに十分注意しなければならない。

展示は何らかの形で記録され、その記録は公衆に公開されなければならない。

7. 6. 公開（展示以外の手段による）

展示以外の方法で作品、資料、情報を公衆の利用に供すること。

保存管理の要件を満たす限りにおいて、作品、資料、情報は、公衆に公開されなければならない。また、公開には、少なくとも一つ以上のアクセスポイントがあり、その検索方法が普及されている必要がある。公開には、さまざまな方法、例えば、図書室の公開やデジタルメディアの利用などがある。

7. 7. 教育と普及の活動

I. 教育活動

美術と美術館を使った、人間および文化の形成的な活動、とその支援が教育活動である。その

中には、来館者の自己形成的な美術に関する行為（鑑賞、調査と研究、制作など）および美術館体験、来館者と美術館相互の成長的な活動、学習、とその活動の整理、さらに、他の教育機関との協力などが含まれる。

美術館は、作品、知、公衆の出会いの場である。したがって、美術館では、学芸活動に対応して、来館者の側からの様々な学習が発生する。美術館はこの学習の場を保障しなければならない。つまり、必要最小限度の教育活動として、公衆との接点に立つ担当者（情報提供者、相談係、活動や行為のマネージメントをする職員）を決め、年齢、経験、障害などの違う、あらゆる個人の主体を尊重した、様々な教育方法を持つことに努力しなければならない。

美術館は、教育活動についての明文化した方針を作り、公開できなければならない。この方針には、美術館の価値形成機能や文化への影響についての言及、公衆に対する教育活動だけではなく、たとえば、館内教育、実習や研修、ボランティアの養成などにも、一定の見解が示されることが望まれる。

美術館の教育担当者は、専任が望ましい。また、教育担当者は、美術館での学習や教育が、美術館からの情報伝達や教育活動としてプログラムされたものだけにあるのではなく、美術館が持つ来館者への無意識的な教育効果にも注意を払わなければならない。そして、場合によっては、美術館外の美術活動や美術教育についても、調査研究し、美術館での教育に対する影響を考慮しなければならない。

教育活動については担当者による調査と研究が常時必要である。また、学校教育と美術館教育における美術の位置づけや方法は大きく異なり、美術館は学校のように体系化されたカリキュラムのもと、たとえば同年齢の団体で行う教育であることは希である。したがって、美術館の教育担当者と学校教員とは、単純に混同されてはならない。

II. 普及活動

美術と美術館について、その役割や存在の意義、公衆個々との関係、美術を享受した場合、あるいは来館した場合の楽しさなどを、より多くの公衆に伝え、公衆が美術や美術館の存在について認識し体験する活動が普及活動である。

教育活動が、個人の生の独自性に深く関わり個人が主体的に自己形成する方法であるのに対し、普及活動は、公衆に一般的に広く行き渡ることを目的とする活動である。

普及活動は、展示、各種講座、講演、など、教育的活動から広報活動まで、様々な方法がある。また、その内容も、より範囲の限定された、ある作品や分野などの普及と、文化や美術という広い分野に関するもの、また、美術館に関するものがある。

美術館は普及方針を定める必要がある。この方針には、学校教育と情報化社会を前提とした美術と美術館の普及への一定の言及が必要である。

7. 8. サービス・イベント・収益事業（ショップ、レストランなど）・付属施設などの運営業務

美術館はその規模や方針、目的に合わせ、様々な事業を行うことができる。これらは全て、美術館と美術の普及、および、公衆の文化活動の快適で質の高い環境の維持、育成のために行われるものである。

美術館は、事業担当者をおくことが望ましい。

7. 9. 友の会、協力会、付属財団などの運営

美術館はその規模や方針、目的に合わせ、様々な友の会活動、メンバーズシップやパトロンズシップを持つ場合がある。これらは、美術館運営と活動の普及、美術館活動の支援のためにある。そのため、美術館は担当者をおき、一定の運営責任を持たなければならない。

また、美術館には、公衆の主体性から、ボランティア活動やその組織が発生する場合がある。この場合、美術館は、その基本方針に則り、公衆が美術館活動を支援し運営に参画する機会を提供できる。この時、ボランティア組織の運営はボランティアの自己責任であるが、その活動について、活動内容の質、活動の保証や保険などの多くは美術館の責任に帰属する。このため、美術館はボランティア組織と緊密な関係を維持する必要がある。

以上の大きく2つの主体に分けられる、各種の支援や外郭団体の性格と目的の周知については美術館に責任が生ずる。

7. 10. 出版、および他の情報媒体の利用

美術館は、その規模や方針、目的に合わせ、美術図書、各種パンフレット、目録、図録、紀要、年報、教育普及用印刷物、通信、要覧や各種の説明や報告のための印刷物、広報のための印刷物など、様々な情報媒体を使い、情報を記録し、公開することが望まれる。

美術館は、必要があれば、デザイン責任者、印刷物管理者、館外に提出される様々の文書や論文などの管理、審査にあたる者をおくことができる。

7. 11. 広報活動

美術館は、その活動や事業の内容を、広く公開し、利用に関係する情報を平等かつ公正で明快に、社会と公衆に伝達しなければならない。そのため、美術館自体が広報手段を持ち、広報活動を行うほか、館外の情報媒体に的確に情報を伝達する。また美術館に対する公衆の要望の調査、館外の他の事業や法人との連携や協力関係を作りだす任務がある。

美術館は、必要な場合、広報の専門家をおく。もしくは館外の専門家に委託することができる。

7. 12. 美術館運営・管理・維持

美術館運営・管理・維持は、美術館の理念と方針を維持し、活動の正常で円滑な実現のためにある。また、美術館が公共的な役割が期待されることに十分留意し、運営には、経済性以外に、守るべき水準があることの認識が必要である。

美術館の運営・管理・維持には以下の業務が生じる。

- 方針決定、各種委員会運営、企画・計画・業務・活動の調整
- 運営にともなう事務、設置者との関係調整
- 財務、資金調達、法務、人事、経理、庶務
- 労務、職員福祉、職員教育、研修
- 広報、パブリック・リレーションズ、マーケティング・リサーチ
- 警備、監視業務
- 接客業務（受付、アテンダントなど）
- 施設設備の維持管理、環境管理、保守、清掃、情報システムの構築と維持

- 調査と評価
- 説明と報告

8. 美術館職員

8. 1. 美術館と職員

美術館は、館の理念と目的、方針を達成し、その活動と責務を適切に果たすため、必要な人数と職種の職員を組織する必要がある。そのため、運営、調査と研究、収集と保存および収蔵品管理、企画と展示、教育などの、調整と実施にあたる十分な人数と職種の職員を必要とする。

職員のうち、美術館の根幹的活動で発揮すべき知識、技術、経験、学識を有し、美術館の理念と倫理を理解し尊重するものが美術館専門職員である。

8. 2. 専門性

美術館職員の専門性は、その活動の専門的分野に応じ、必要とされる能力の高さを個々の美術館の目的と専門分野から規定したものである。

この専門性は博物館法に規定される学芸員資格のあるなしにかかわらず、以下の基準によって保証される。

- a. 美術館が扱う分野に関連した学位もしくは専門知識
- b. 美術館学についての学位もしくは専門知識
- c. 美術館の運営についての理論と実践の経験
- d. 美術館内の専門家、もしくは水準を満たす美術館における実習・見習い経験

専門性の認定は、館内の専門家、個々の美術館、すでに美術館に雇用されている専門家がつくる第三者機関によって行うことが望ましい。

補足－ 美術館職員の基礎としての美術館学のコアカリキュラムは以下の構成を持つ。

美術および文化、社会、人間、哲学などの広い背景となる教養

美術館の歴史、理念、目的

文化行政、文化政策など

関係法規、人権の理念と規定

専門職倫理と公的責任

作品、資料、情報の取得方法、取扱い、保存、管理

専門分野の研究、美術館教育、作品制作など

企画、展示計画、デザイン、コミュニケーションなど

来館者体験とその調査および評価

運営管理、財政、人事、広報、施設管理

8. 3. 美術館職員の要件

美術館職員の性格は以下に規定される。

I. 美術館職員の市民性の要件

美術館職員は、個性を備えた一個人として、文化や美術に対する欲求と体験を持ち、法を遵守し倫理性を持った、他者への関心と敬愛を持つ自律した公衆の一人である。このことは、職員の人間性と共に、職員が一般の公衆と共有すべき、美術と美術館への希求の基盤となる。

II. 美術館職員の技能的な要件

少なくとも、美術館職員は一般の公衆にはない、美術館の正常な運営や活動の展開のために必要とされる知識、技術、経験を持つ。これは、大学院レベルの専門教育、もしくはそれと同等の能力として定位され、そして、この専門的知識、技術、経験は、少なくとも大学レベル、もしくはそれと同等の、人間、文化、社会に関する基礎教養の上に作られるものである。

III. 美術館職員の職能的な要件

美術館職員の職能は、知識、情報、技術、経験だけではなく、その職務に応じた倫理規範にも規定される。そして、専門性は、文化、主に美術分野や美術教育分野に関しての実践と調査研究を、美術館の職務としても個人としても進展させていることにも依存し、深まるものである。これらは、美術館の専門分野や活動と、あるいは活動を享受する公衆と職員個人との有機的関係の成長による。

IV. 専門性の強化要件

- a. 来館者、他の職員、その他の個人との信頼関係やコミュニケーション
- b. 互いの専門性への敬意
- c. 専門家である自己が発見し認識し実現した、専門的知識、情報、技術についての公開
- d. 職務遂行の能力や是非の判断の自律性

V. 専門家の職能団体

専門性を持つ各活動業務毎に専門家の職能別団体を形成し、以下の要件が自律的に行われる必要がある。

- a. 専門分野ごとの公共的責任を自己管理する自律した倫理規範の作成
- b. 次世代の専門家養成についての具体的な方法
- c. 相互研修、相互評価

8. 4. 美術館職員の倫理

美術館職員は、以下の倫理規範を持つ。

I. 公衆と社会に対する倫理

美術館職員は、美術と美術館の公共的価値を創造、育成、維持するために、公共的な義務として職務に尽くし、他の職員と協力して、質の高い美術館活動を公衆に提供しなければならない。また職員の業務が公共的な文化や美術の価値創造に関わっていることに意識していなければならない。

職員は、専門性が高度化すればするほど、常に自律した倫理基準の検討と指向を持ち、同時に職務に関する調査研究を行わなければならない。

館外からの、協力要請、教育の依頼については、文化の公共的広がりを見極めて、その義務を果たさなければならない。

II. 個人(来館者、美術作家、職員)に対する倫理

職務遂行にあたっては、個人の持つ全ての権利を尊重しなければならない。

III. 作品、資料、情報に対する倫理

作品、資料、情報などの美術館の蓄積やその他全ての文化財に対して、他の職員と協力して、その保存と公衆の利用に万全をつくす義務を持つ。特に他の資料や経済的価値におきかえることのできない作品を扱うことに細心の注意を払わなければならない。

IV. 職務遂行上の倫理

職務遂行にあたっては不法行為や専門家に許されない行為をしてはならない。特に鑑定や作品の売買・企画などにおいて不当な行為を行ってはならない。また、不法に取得された作品、資料、情報には、正当に対処しなければならない。

職務遂行上、他の美術館、職員などの不当、不法な行為を見逃してはならない。

V. 美術館倫理に対する責任

全ての美術館職員は、美術館の理念と倫理を守り、不当にその理念と倫理が侵されたとき、公衆や他の美術館職員と協力して、美術館の理念と倫理、美術館の存在を守らなければならない。

8. 5. 美術館職員の性格

I. 館長

館長もしくはそれに代わる美術館の運営責任者は、美術館の正常な運営、維持、育成、および美術館理念と美術館の公共性の維持に、倫理的責任を負う。そのため、館長は、美術館運営方針の決定、人事、財務、収集方針、企画方針に決定権を持つ。したがって、館長は以下の分野の全てに一定の見識を持ち、少なくともそのうちの一つの分野については、研究と実践に深く精通する美術館の専門家である必要がある。

- a. 美術館運営
- b. 美術の専門分野（特に、当該の美術館の専門分野）
- c. 文化政策、公共政策、教育計画、教育行政

公立美術館においては、館長は常勤が望ましい。

II. 学芸、資料管理、保存、教育などの担当職員

美術館活動を十全に行うためには以下の担当職員が必要であるが、互いに代替できない4つの活動業務については、どのような美術館であっても可能なかぎり専門の担当者を雇用することが望ましい。また、美術館が大規模化し、活動がより高度化すると、活動業務間や、作品、資料、情報の性格の違いや分類、社会との関係の多重性などによって、より専門分化した、担当職員が必要となる。

展覧会などの活動においては、専門分化した職員が連携して作業を行う。

- 学芸職員（キュレトリアル・スタッフ）
 - 美術史、美学、芸術学などの専門分野の研究者
 - 調査研究、収蔵品の調査研究、収集、展示企画担当
- 収蔵品管理者（レジストラー）
 - 作品登録管理者
 - コレクション・アドミニストレーター
- 資料情報管理者

文書記録管理者（アートドキュメンタリスト）
収蔵作品や作家についての資料や情報の収集、整理
データベース作成
美術館司書（ライブラリアン）
図書資料の収集と整理、研究の支援

○保存管理者（コンサヴァター）

保存科学研究者、
修復技術者

○教育担当者（エデュケーター）

普及担当者

○その他

展示デザイナー、作品取扱い者、工作技術者、編集担当者、
デザイナー、撮影技術者、広報担当者、翻訳者など

III. 運営、管理、維持にあたる職員

美術館の維持や運営管理にあたる運営管理部門職員は、美術館の正常な運営とその維持、美術館活動の円滑な遂行のため、職務を行う。そのため、運営管理部門の職員には、美術館の公共性や専門性の理解が必要である。また、美術館の公共的役割から、その業務には一定以上の水準が要求される。ゆえに、各々の業務に美術館特有の専門化が生じ、業務遂行にあたって十分な能力、場合によっては学位、経験が考慮されなければならない。

補足一 館長を補佐し美術館運営の総務責任者は、美術館事務管理の専門家であることが望ましい。

運営、管理、維持担当職員には以下の職種がある。

総務担当者（ビジネスマネージャー、アドミニストレーター）
財務、資金調達、経理、庶務、人事、福祉、法務担当者
広報担当者（マーケティング、PR）、インフォメーション管理者
施設維持管理担当者
環境維持管理、設備維持管理、情報機器管理者
接客担当者（受付、アテンダント）、通訳、電話交換など
監視員、警備担当者
収益事業担当者
イベント、サービス事業担当者
友の会、協力会、付属組織担当者
評価担当者

8. 6. 美術館職員の養成

美術館は、館内部でなければ十分に修得できない知識や技術、および理念に対する理解など、倫理的で高度な専門性を職員に要求する。そのため、美術館は現職職員の教育と研修、次世代の美術館専門職員の養成に責任を持つ。

現職の職員の研修および研修目的の交流について美術館は配慮しなければならない。この時、美術

館は、各活動業務内で行われる、個人に存在する公共的情報や技術の伝達や学習について尊重しなければならない。また、その規模に合わせて、実習生や無給もしくは有給の見習い、ボランティアスタッフの教育、研修の、受入れ方法を作らなければならない。その教育方法と内容については、公開することが望ましい。

美術館は、専門家養成のための教育内容について、常に調査研究しなければならない。また、調査研究に基づいて、大学や他の教育機関と博物館学や美術館学の教育内容を調整し、連携して養成に当たるべきである。

8. 7. 職員の名称の明示

美術館職員は、その地位、活動業務、専門分野を明示する。

例一. ○○○○美術館○○課○○ 収蔵品登録管理 ドキュメンテーション研究

9. 補則

9. 1. 国内法規との関連

美術館は、日本国憲法、特にその、前文、第23条一学問の自由、第25条一生活権、第26条一教育権、の理念を尊重し、憲法を遵守する。また、美術館は、博物館法が目指す水準を越えて、より理想的な美術館形成と運営をめざす。諸関連法規、教育基本法、社会教育法などの理念と規定を遵守する。

補足一 美術館は、教育権に規定された法体系、直接的には博物館法の問題に対し、また、その制定時の教育に対する希望に対し敬意をいただくものである。そして、美術館は、教育的機能や文化財保存機能を重要な役割として持つ。しかし、美術館の様々な公共的役割を、この2つに還元することはできない。博物館法制定後の美術館設置状況を省みると、博物館法に規定されない美術館が多く設置されてきた。これは、設置主体の違い、設置の状況や運営規模、あるいは運営範囲や分野が博物館法になじまなかっただけではない。むしろ、美術館にさまざまな役割が求められてきたためである。また、博物館法で規定される学芸員資格も、一定の役割を果たしてきたが、美術館活動業務の分化と専門性には対応しておらず、資格の意味合いも資格取得者数と採用者数の差から変質してきたといえる。美術館は、公共的な美術館運営に基づいた、活動業務ごとの専門性に対応した自律した資格や任用、昇任などの制度を必要としている。したがって、美術館は、この面で、博物館法に規定される水準を越えて、質の高い美術館活動と運営をめざす。

9. 2. 国際的基準や制度との関連

美術館活動が国内にとどまらず、また、美術館の公共性は世界的にも維持されなければならないことから、その運営管理の水準、職員の資質、名称、身分制度、収蔵品の保存や管理、企画展示の方法、教育活動の質、理念と倫理性において世界的共通性と水準を保たなければならない。国際博物館会議（ICOM）定款について、その理念と規定を遵守し、質の高い美術館運営に資するものとする。

豊かな自然と文化の伝統に恵まれた国家の一員として、日本に存在する美術館は、国際的な水準以上の美術館活動の質をめざし、達成する。

9. 3. 美術館経営の主体性

美術館は理想的には自律した単一の経営主体を形成すべきである。

補足一 美術館は、設置主体と美術館の関係、資産、財務的要件などを明確にしたうえで、当事者能力を持つ経営主体によって経営されることが望ましい。日本の美術館の現況を省みると、方針決定のあいまいさ、美術館の理念とは相容れない役割を持つ経営主体による運営、雇用形態の違う職員の不必要な混在、資産所有のあいまいさなどが見られる場合がある。これらは、美術館の公共的役割からは克服されるべきものである。また、自律した経営主体は、収益性や採算性を優先しない美術館の根幹的活動の維持と実現のために必要なものである。そしてそのために、美術館は財務、資金調達、法務などの有能なスタッフを必要とする。

9. 4. 設置主体の遡及的な公開原則

公共的な美術館の設置主体は、その理念、目的、方針、財務や人事、資産運用などの原則を、公衆に開示すべきである。

9. 5. この基準の承認

この基準の承認については以下の手順を踏む。

2000年度に、博物館法検討委員会、全国美術館会議理事会で中間報告としての「基準案」の承認を受けたのち、総会で会員館に提示される。総会后、全国美術館会議事務局内におかれる機動的な作業部会のもと、各ワーキンググループによる検討、美術館関係者に広く公開された検討フォーラムの開催、会員館による意見の表明と調整、「基準案」に即した美術館白書作成が行われる。2001年度に、再び、作業部会から「美術館基準案（最終報告）」を提出し、博物館法検討委員会および理事会での承認を得た後、一定期間をおいて、博物館法検討委員会から総会に対して、「美術館基準(案)」の承認をもとめる。

「美術館基準(案)」を承認するための総会は、会員館の3分の2以上の出席と、欠席会員の過半数の委任状の提出によって成立し、最終的な検討フォーラムの後、総会を開催する。「美術館基準(案)」の承認は、出席会員館、各ワーキンググループ代表、その他の個人会員、および臨時につくられる専門職員団体の代表、の4分の3以上の賛成を以て、総会で承認とする。その後、一定期間後に文書で集められる会員館からの承認確認書をもって、理事会で再度検討の上、承認を宣言する。

いずれかの段階で承認がなされなかった場合、全国美術館会議は、この美術館基準にかわる、美術館に発生する諸問題や美術館全体の水準の向上に対する実効力のある手立てを作りださなければならない。

補足一 全国美術館会議の現状から、この基準が承認された場合においても、遵守の義務をとらなう各美術館による批准と、全国美術館会議による基準に即した、美術館運営水準の認定にはいたらない。しかし、今後の方向性としては、全国美術館会議の体制を整備し、諸環境を整えることで、美術館基準遵守の条件を作りだすべきである。特に、

美術館界全体の責任ある意見の表明がなされた上で、自律した資格制度と評価制度、専門的判断を支援できる第三者機関については、設置が必要とされ、中でも、基準に基づいた美術館の認定制度は、美術館の水準向上のため、検討されなければならない。

9. 6. この基準の発効と改定

この基準は2001年〇月〇〇日に発効する。

この基準は、定期的もしくは必要な時に、全国美術館会議によって検討され、見直される。定期的見直しは10年ごとに行われ、しかるべき検討組織を設置し、様々な観点からその意義と効力、妥当性などを検討しなければならない。検討経過は公開され、この基準に関係する美術館や関係者が、検討に参加できる複数の機会を設定しなければならない。